

保護者の皆様へ

神田女学園中学高等学校

学校感染症における出席停止について

学校において予防すべき疾病については学校保健安全法によって定められており、出席停止も定められています。

出席停止の期間は欠席扱いとはなりません。医師の指示に従って十分休養して下さい。

なお、症状が回復し登校する時には、治癒証明書を学校に提出して下さい。

※学校感染症については次項に掲載しています。

治 癒 証 明 書

神田女学園中学・高等学校
学校長様

_____年_____組_____番

氏名_____

病名_____

治療期間 平成 _____年 _____月 _____日 から 平成 _____年 _____月 _____日 まで
上記理由で治療したところ治癒したことを証明いたします。

平成 _____年 _____月 _____日

医療機関名_____

住 所_____

T E L _____

医師名_____ 印_____